「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に 関する検討会」報告書における消費者委員会関連部分(抜粋)

3.消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方

)「現場」との結びつきの強化

《今後の取組の方向性》

- ・消費者庁及び消費者委員会は、地方自治体(消費生活センターを含む)や関係団体(消費者団体、事業者団体、弁護士会等)との意見交換、情報共有の機会を充実する。
- ・消費者委員会は、国民生活センターが収集・分析する相談情報の動向につき、情報共有・ 意見交換を行い、その調査審議等に積極的に活用する。

)消費者委員会の審議会機能と消費者庁との関係の在り方

《今後の取組の方向性》

・消費者行政に係る中長期的課題や省庁横断的な事項、制度改正に関する事項については、 消費者庁から消費者委員会に積極的に諮問することとし、審議会機能の活用について両機 関が協力して取り組む。その際、消費者庁は、諮問を行った者として、諮問の背景や関連 する事実関係について説明するなど、審議に積極的に協力する。

この点に関し、消費者委員会に消費者庁からの諮問を審議する分科会又は部会を設置(分科会:法令、部会:消費者委員会決定でそれぞれ規定)することも考えられる。その際、個別的、専門性の高いものなど事案によっては、消費者委員会の独立性を前提としつつ、消費者委員会事務局のもとで、消費者庁が一定の協力をする。

・消費者委員会の調査審議を支える消費者委員会事務局の体制を充実・強化する。

)消費者委員会の審議の実効性の向上

消費者委員会の監視機能、審議会機能の実効性を向上させ、各府省庁と議論を重ねる中で、 各府省庁の取組を一層促すことで、消費者行政の推進を図ることが重要である。

《今後の取組の方向性》

- ・消費者委員会は、自らの建議や提言について定期的にフォローアップを行い、必要に応 じ繰り返し建議等を行う。
- ・消費者委員会は、消費者政策会議に意見を述べるなどして、各府省庁に建議や提言への 対応を求める。
- ・消費者委員会の建議や提言に基づき、消費者庁からも消費者基本計画の策定や検証・評価を通じて関係府省庁に働きかけを行うなど、消費者庁と消費者委員会が各府省庁に対

して緊密に連携を図りつつ取組を行う。

(3)消費者行政を担う職員の養成・確保

)国民生活センター職員の積極的活用

《今後の取組の方向性》

・消費者庁の企画立案や法執行部門、消費者委員会事務局、更には他府省庁など幅広い 分野に配属し、専門性や消費者目線を活かして活躍ができるようにする。

(4)総合力の充実

)消費者団体の役割

《今後の取組の方向性》

・消費者の声を行政に活かすとともに、行政側の情報を提供するため、消費者庁、消費 者委員会は、消費者団体との日常的な情報交換・意見交換を図る。